

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)について

1 ほう もくてき 法の目的

しょうがい りゆう とする さべつ の きんし かん しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障がい(理由)とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な
そちとう さだめ しょうがいしゃきほんほうだい じょう さべつ きんし きほんげんそく ぐたいか すべ こくみん しょうがい
措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が障
がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

へいせい ねん がつせいてい へいせい ねん がつ にちしこう
平成25年6月制定、平成28年4月1日施行

こくれん しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん ぎ こくないほう せいび いっかん かいせい しょうがいしゃ
国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として改正された、障害者

きほんほうだい じょう さだめ さべつ きんし きほんげんそく ぐたいか じょうやくひじゅん
基本法第4条に定める「差別の禁止」の基本原則の具体化。(H26.1条約批准)

2 どう とりくみじょうきょう 道の取組状況

ほっかいどうしょう しょうがいしゃしんぎかいけんりようごふかいどう いけん うかが とりくみ すいしん
北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会等の意見を伺いながら取組を推進。

(1) これまでの取組状況

こう ちゅう 項 目	ぐたいき とりくみ 具体的な取組
しょうくいんたいおうようりょう さくてい 職員対応要領の策定	しょうがいのある方へのよりよい対応ができるサポートブ ック(職員対応要領)の策定(27年12月)
そうだん ふんそうほうしとう たいせいせいび 相談・紛争防止等の体制整備	しょうがい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(28年 4月～)
しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい 障害者差別解消支援地域協議会 の設置	しょうがい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(28年 4月～)

<p>ほっかいどうしょう 北海道障がい者差別解消推進</p> <p>れんらくかいぎ かいさい 連絡会議の開催</p>	<p>ほっかいどうしょう しゃさべつかいしょうすいしんれんらくかいぎ かいさい ねん がつ 北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催（28年3月）</p> <p>かんけいきかん くにかかん こうせいきょく ろうどうきょく かいほつきょく うんゆきょく けいざい 関係機関：国機関（厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済</p> <p>さんぎょうきょく さつぽろほうむきょく おたるし しんとくちょう 産業局、札幌法務局）、小樽市、新得町</p>
<p>けいはつかつどう すいしん 啓発活動の推進</p>	<p>パンフレットの作成・配付（27年3月）、道民フォーラムの</p> <p>かいさい さつぽろ くしろ あさひかわ 開催（札幌7/18、釧路10/31、旭川11/3）、ポスターの</p> <p>さくせい はいふ ねん がつ かくしゅこうほうばいだい ちいき かつようどう 作成・配付（28年3月）、各種広報媒体・地域FMの活用等</p>

(2) 28年度の取組予定

<p>こうもく 項目</p>	<p>とくぐりしゅむ 取組項目</p>
<p>そうだんたいおう ふんそう ほうし かいけつ 相談対応・紛争の防止または解決</p>	<p>ちいき いいんかい かんけいきかん じょうほうこうかん しょう 地域づくり委員会における関係機関との情報交換や障がい</p> <p>しゃ そうだんじれい かん きょうぎ じっし つうねん 者からの相談事例に関する協議の実施（通年）</p>
<p>しちょうそん とりぐみ すいしん 市町村における取組の推進</p>	<p>しょくいんだいおうよりょうさくてい きょうぎかいせっち そくしん つうねん 職員対応要領策定や協議会設置の促進（通年）</p>
<p>どうしょくいん りかいそくしん 道職員の理解促進</p>	<p>しょくばけんしゅう つうねん しんきさいようしょくいんけんしゅう がつ じっし 職場研修（通年）・新規採用職員研修（10月）の実施</p>
<p>ほっかいどうしょう しゃさべつかいしょうすいしん 北海道障がい者差別解消推進</p> <p>れんらくかいぎ かいさい 連絡会議の開催</p>	<p>ほっかいどうしょう しゃさべつかいしょうすいしんれんらくかいぎ かいさい 北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催（10、3</p> <p>がつ 月）</p>
<p>けいはつかつどう すいしん 啓発活動の推進</p>	<p>わかりやすいパンフレットの作成・配布（6月）</p> <p>しょう しゃげんりようご かいさい ねん がつ かしよ 障がい者権利擁護フォーラムの開催（10～11月、4カ所）</p> <p>にんちど じっし がつ 認知度アンケートの実施（12月）</p> <p>かつよう しゅうち つうねん パネルを活用した周知（通年）</p>